

## 議案第103号関連資料

## マイナンバーカード等の利用に係るシステム改修について

## 1 概要

現在、マイナンバーカードを持っている人が国外に転出した場合、住民票が消除されることで、カードが廃止され利用できなくなっております。デジタル手続法による住民基本台帳法等の一部改正により、国外転出者についても継続してマイナンバーカードを利用し、年金手続きなど確実な本人確認を可能にするため、関連システムの改修を行います。

また、戸籍法の一部改正により、市町村の戸籍事務においてマイナンバーを利用することで、オンラインによる親子関係や婚姻関係等の確認を可能にするなど、その準備のためのシステム改修を行います。

## 2 システム改修経費について

## (1) 国外転出者によるマイナンバーカード等の利用に関するもの

住民基本台帳を管理する住民基本台帳システムと住所の履歴を記載した戸籍の附票を管理するシステムを改修します。

- ・住民基本台帳システム改修費用 4,347千円(国庫補助金 4,347千円)  
(住民基本台帳事務事業合計額は、マイナンバーカード作成にかかる国の補助金159,494千円と合わせた163,841千円)
- ・戸籍の附票を管理するシステム改修費用

5,925千円(国庫補助金 5,027千円)

※国との連携のためのサーバー設置費用、約90万円は自治体負担となります。

## (2) 戸籍事務におけるマイナンバー制度導入の準備に関するもの

- ・戸籍システム改修費用 2,585千円(国庫補助金 2,585千円)

## 3 スケジュール

令和2年12月 12月補正予算計上

令和3年 1月 システム改修契約及び着手

※実施日については、今後、国から通知される予定となっております。